



しんじゅくニュース

だい 第32号

発行 新宿区地域文化部多文化共生推進課

外国語版ホームページ

2013年3月26日発行

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

<http://www.city.shinjuku.lg.jp/foreign/japanese/>

電話：03-5273-3504 FAX：03-3209-1500

各担当部署に問い合わせる場合は、日本語でお問い合わせください。

日々の生活で
困ったことは
ありませんか？

あなたの暮らしに役立つ 『新宿生活スタートブック』

4月は入学・就職など身の回りの環境が大きく変わる時期、新宿区で新生活をスタートする方も多いのではないのでしょうか。来日して間もない頃は言葉や文化の急激な変化により、戸惑いや不自由を感じることもあるでしょう。『新宿生活スタートブック』には、日本語学習・外国人相談・区役所の手続き・日本文化の紹介など、生活のさまざまな場面で必要な情報がイラストを交えてわかりやすく説明されています。もちろん、長年住んでいる方にも役立つ情報が満載です。



『新宿生活スタートブック』の内容を一部ご紹介

困ったときは相談しよう！

どんな小さなことでも一人で悩まず、気軽に相談に来てください。いろいろな言語で相談ができます。

POINT 電話相談もできます



日本語を学ぶ

新宿区には気軽に日本語を学べる場がたくさんあります。

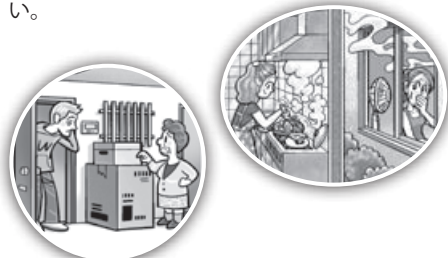
POINT 子どもたちの日本語学習を推進するためのサポート事業も実施しています。



住居

トラブルを避けるために住居のルールと賃貸事情は必ず知っておきましょう

POINT 不動産屋へは日本語を話せる人と一緒に行き、契約書の中身をよく確認して下さい。



しんじゅく多文化共生プラザ

外国人と日本人の交流拠点です。友達を作ったり、日本文化や生活情報を多言語で得たり、日本語を学ぶこともできます。



生活のルールと習慣

日本には外国人が戸惑い、不思議に見られるルールや習慣がたくさんあります。

これらを正しく理解し、日本での生活を楽しましましょう！



日本社会は時間に正確。遅刻には気をつけましょう。

地震に備えよう

病気になってしまったら

仕事やアルバイトを探したい

お金の管理（口座の開き方）

外国人向け情報提供

HPや広報紙によりイベント・暮らし・行政情報を英語・中国語・

ハングルで提供しています。



区役所での手続き

行政サービスを受けるには、届出や手続きが必要です。自分に該当するものを『新宿生活スタートブック』でチェックしましょう。



対応言語：日本語（ルビ付き）、英語、中国語、ハングル

配布場所：住民登録窓口、しんじゅく多文化共生プラザほか

HP (<http://www.city.shinjuku.lg.jp/foreign/japanese/pdf/staratbook2012.html>) からダウンロードできます。

問い合わせ：多文化共生推進課

TEL 03-5273-3504

次号の発行は2013年6月予定です。区役所、しんじゅく多文化共生プラザ、出張所、図書館など各公共施設で配布しています。



新宿区立の小・中学校へ入学しませんか？



日本に住んでいる方、住み始めた方で、小・中学校にお子さんを通わせたいと考えたことはありませんか？
 「考えたこともなかった…」 「お金がかかるから入れられない…」 そんな方は、新宿区立の小・中学校を検討してみませんか？授業料も教科書代もかかりません！ このページでは区立学校に入るための手続きや、入ってからの注意事項などを紹介します。

新宿区立の 小・中学校

新宿区に居住または生活の本拠を置いており、学校に入れる年齢（6歳から15歳まで）であれば、入学できます。
 日本の学校は4月に始まり、翌年の3月で1学年が終わります。
 どの学校でも、日本語の適応指導【日本語がわからない場合に補助する制度】を受けることができます。学年を下げたい場合は、面接のときに学校で相談してください。学校は、住民登録をしている住所によって決まっていますが、特別な事情がある場合には、ほかの学校を希望することができます。

学校に入るには

入学の手続きは、学校に入るお子さんの本人及び保護者の「在留カード」、「特別永住者証明書」または「外国人登録証」を持って、新宿区教育委員会事務局学校運営課にお越しください。申請後、指定の学校で面接をしてから入学日が決まります。
 授業料・教科書代は無料です。以下に掲げる経費は保護者が支払ってください。

- ①給食費・教材費：学校へ直接支払ってください。
- ②中学校の標準服：購入店へ直接支払ってください（各自で購入してください）。
- ③その他：学校へ支払先を確認の上、当該支払先へ支払ってください。

その他

住所が変わった場合などは、入学通知書を新しく発行し、学校へ持って行っていただきます。
 教育委員会学校運営課へ、お子さん本人及び保護者の「在留カード」「特別永住者証明書」または「外国人登録証」を持って行って、手続きをしてください。

学校に入ってから

学校を休むとき・遅刻や早退は、必ず学校のクラス担任に連絡してください。
 学校を退学する場合や、母国に帰る場合は、学校と学校運営課に連絡してください。
 そのほか、学校が定めるルールを守ってください。

入学申請をした後で、別の学校に入ることになったときは、申請の取消手続きが必要です。学校運営課で手続きしてください。

問い合わせ 教育委員会事務局 学校運営課 学校運営支援係 TEL 03-5273-3089

～日本の小学校生活を見てみましょう～

ある小学校の1日

8:00 登校
 小学校6年間、ランドセルを背負って登校します

8:45 授業
 大きな黒板を使つての授業、みんな真剣に聴いています

10:40 体育
 おそろいの体育着に着替え、楽しい授業の始まりです

12:20 給食
 待ちに待った給食の時間です
 献立は栄養バランスを考へて作られています

13:00 昼休み
 昼休みは自由時間。体を動かしたり、友達とお話ししたり好きなことをして過ごします

13:20 掃除
 掃除は全員で毎日行います！

税金について考えてみませんか

国や地方自治体の仕事の多くは、わたしたちの日常生活に、さまざまなかたちで関わりをもっていますが、私たちはこれらの費用を、「税金」というかたちで負担しています。税金は、個人の所得に直接課税されるほか、生活していく中で支払うさまざまな費用の中にも含まれています。今回は、外国籍の方が日本で生活していく中で関わりがある税金についてまとめてみました。



住民税と所得税

個人の所得に直接課税されるものとしては、国に納める所得税（国税）と区や都など地方公共団体に納める住民税（地方税）があります。東京都23区の住民税は、特別区民税と都民税からなり、区が特別区民税とあわせて都民税を徴収し、区から都に払い込まれます。

住民税の対象となる方

原則として毎年1月1日に、その区市町村に住所のある方が対象になります（国籍は問いません）。

居住地が変わった場合でも、1月1日現在、居住していた区市町村に納めます。

新たに入国した外国の方は、入国日、在留期間、職業などにより住所の有無を判定します。

住民税の申告

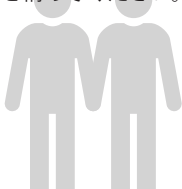
毎年2月～3月の申告期間に、前年中の所得を区役所税務課に申告してください。ただし、税務署に所得税の確定申告をした方、給与所得のみの方で会社などから給与支払報告書が区役所に提出されている場合などは、申告の必要はありません。

住民税の納付方法

6月上旬に区役所から納税通知書及び納付書が送られてくる方は、納付書を持参して区役所、特別出張所、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア（納付用バーコードが印刷されているものに限る）で納めます。会社員などの給与所得者の場合、事業所が毎月の給与から差し引いて、本人に代わって区役所に納付します。

出国時の手続き

住民税の課税対象者が納税通知前に出国する場合は、納税管理人を定めるか、予約（事前に住民税を納める制度）をしてください。納税通知を受け取った後に出国する場合は、納税管理人を定めるか、全額を納めてください。



軽自動車税

毎年4月1日現在で、新宿区内を主たる定置場として課税登録しているオートバイ、軽自動車などを所有している人に課税されます。

○登録や廃車の申告書の提出場所

①原動機付自転車、排気量125cc以下のオートバイの場合

税務課収納管理係 電話：03-5273-4139

②排気量125ccを超えるオートバイの場合は、練馬自動車検査登録事務所

所在地：練馬区北町2-8-6 電話：050-5540-2032

③排気量660cc以下の軽四輪の場合は、軽自動車検査協会東京支

管事務所練馬支所

所在地：板橋区新河岸1-12-24 電話：03-5399-3811



特別区たばこ税

たばこの小売価格にはたばこ税が含まれていますので、消費者（たばこを購入した人）が特別区たばこ税を負担していることとなります。なお、たばこの小売価格には、このほか、都税・国税も含まれています。

＜その他の税金＞



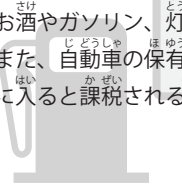
固定資産税・都市計画税

毎年1月1日現在で区内に土地や家屋を所有している方に課税されます。都税事務所から納税通知書及び納付書が送られてきます。納付場所は都税事務所、金融機関、コンビニエンスストアなどです。



消費に関わる税金

以上の税金の他、上記のたばこ税のように日常生活するなかで支払う費用の中にも含まれている税金があります。たとえば、一般の買い物や商取引では消費税がかかり、お酒やガソリン、灯油などの価格の中には税金が含まれています。また、自動車の保有者にも課税されます。珍しいところでは、温泉に入ると課税される入湯税やゴルフ場利用税などもあります。



こま 困ったときは 相談しよう!

日本での暮らしで、不安に思うこと、わからないこと、困っていることがあるとき、皆さんは誰かに相談していますか? 「相談する相手がいない」「誰に聞いていいかわからない」「日本語ができないので相談内容を伝えられない」そんなあなたに「外国人相談」を紹介します! 相談料は無料で、多言語対応です。どうぞ気軽にご利用ください。

がいこくじんそうだんまどぐち 外国人相談窓口

対応言語: 英語、中国語、韓国語
相談内容: 日常生活に関すること、区役所での手続きや申請に関することなど
場所: 新宿区役所 本庁舎1階
時間: 月～金曜日 午前9時30分～12時 午後1時～4時30分 (2013年4月1日からは5時まで)
電話相談: 英語・日本語 03-5272-5060 中国語 03-5272-5070 韓国語 03-5272-5080



～相談員さんからのメッセージ～

知っていて得をしたり、知らなくて困ったり悩んだりしたことはありませんか? 新宿区では、日本で生活している外国人のためにさまざまな取組みを行っています。外国人相談窓口では、みなさんの日本での生活に役立つさまざまな情報やアドバイスがたくさんあります。どうぞおいでください! (韓国語担当:金さん)

がいこくじんそうだん 外国人相談コーナー

相談内容: 日常生活で悩んだり、わからないこと
場所: しんじゅく多文化共生プラザ
時間: 午前10時～12時 午後1時～5時



げつ	か	すい	もく	きん
韓国語 (午後)	中国語 タイ語	英語	中国語 ミャンマー語	英語 (第3週のみ) 韓国語

電話相談: 03-5291-5171 (しんじゅく多文化共生プラザ)
 ※第2金曜日の午後6時30分～8時30分には、在留資格・生活相談(日本語対応)も行っています。

がいこくじんそうごうそうだん し えん 外国人総合相談支援センター

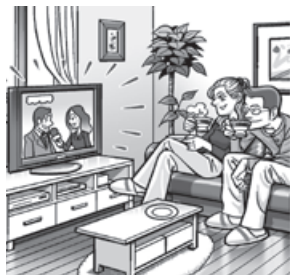
相談内容: おもに 入国や在留資格に関すること (日常生活に関する質問も可。必要な窓口へ仲介します)
場所: しんじゅく多文化共生プラザ内
時間: 午前9時～午後4時
言語: 英語・中国語・ポルトガル語は常時対応
 ベトナム語 第1・3火曜日
 インドネシア語 第2・4火曜日
 スペイン語 第1・3金曜日
 ベンガル語 第2・4金曜日
電話相談: 03-3202-5535



がいこくごばん 外国語版ビデオ・DVD「はじめまして新宿」

日本での生活をより充実させる情報を映像と音声でお伝えします。内容は、日本語教室や相談窓口の案内をはじめ災害の備え、注意しなければならぬ日本の生活習慣、地域活動の参加など多岐にわたります。
放映場所: 本庁舎1階 待合スペース
貸出場所: しんじゅく多文化共生プラザ、区政情報センター、中央図書館、四谷図書館(ビデオのみ)

対応言語: 日本語、英語、中国語、韓国語
URL: <http://www.city.shinjuku.lg.jp/foreign/japanese/video/video.html>



せいかつじょうほう し 生活情報紙

子育て・福祉・仕事・災害からお得情報まで外国人区民に必要な情報を網羅した生活情報紙です。この情報紙は分野別に10種類あります。
配布場所: 外国人登録窓口、しんじゅく多文化共生プラザなど
対応言語: 日本語ルビ付き、英語、中国語、韓国語



がいこくごばん 外国語版ホームページ (http://www.city.shinjuku.lg.jp/foreign/japanese/)

行政情報や地域情報、多文化共生プラザの案内などを掲載しています。日本語・英語・中国語・韓国語の4言語で作成し、毎月15日に更新します。ぜひご利用ください。



日本語スピーチコンテスト 「しゃべれおん'13」に挑戦しませんか？

7分間のスピーチにあなたの熱い想いを込め、日本語学習の成果を発表しましょう！

- 日時**
- 会場**
- 資格・定員**
- テーマ**
- 申込方法**
- 問い合わせ先**

6月8日(土) 午後0時30分～5時
※終了後、懇親会があります

新宿文化センター3階小ホール(新宿6-14-1)

区内在住・在勤・在学で、母語が日本語以外の方18名。在日期間2年以内の方に限ります。過去出場経験のある方は、今回を含めて2回までの出場が可能です。入賞経験のある方は参加できません。応募者多数の場合は事前審査があります。

原則自由ですが、特定の個人や団体を批判または賞賛するものは受け付けません(未発表のものに限る)。

5月8日(水)までに出場申込書、スピーチ予定のテーマ作文を持参または郵送で提出。詳細は募集要綱をご確認ください。
※募集要綱と出場申込書はしんじゅく多文化共生プラザ、多文化共生推進課(区役所本庁舎1階)、新宿文化センターで配布します。

新宿未来創造財団 文化交流課
〒160-0022 新宿区新宿6-14-1 新宿文化センター

☎03-3350-1141

Eメール bunka@regasu-shinjuku.or.jp



しゃべれおん'12 優勝者(鈴木明世さん)インタビュー

—しゃべれおんへの出場を決めたきっかけは？—
以前、新宿日本語学校の先生に、スピーチコンテストへの出場を勧められたことがありました。最初はためらっていましたが、いろいろなことを経験してみたいと思いましたし、ほかの先生や友達にも応援してもらったので、出場を決めました。今振り返ってみると、普段の生活では得られない、非常に貴重な経験を得られ、参加して本当によかったと思っています。

—日本語を勉強する上で苦労した点は？—
日本語の勉強はとても難しいですが、最近特に漢字に苦労しています。私の国、フィリピンに漢字はないので、なかなか覚えられません。教科書や読解問題を読むとき、漢字の意味さえわかれば、簡単に理解できるかもしれないと考えているので、漢字の勉強をもっとがんばりたいと思います。

—今後日本でしてみたいことは？—
日本語学校を卒業したら、日本の大学に入り、理系の学部で勉強したいと考えています。難しいですが、あきらめずにがんばっていきたいと思います。そして、将来は日本で仕事したいと思っています。また、私は日本とフィリピンのハーフですが、今まで17年間フィリピン人として生活してきたので、これからは、私が今まで知らなかった日本人としての精神を身につけたいです。



新宿区外国人留学生学習奨励費

新宿区では、留学生生活を続けていくために経済的援助を必要とし、成績優秀な外国人留学生(15名予定)に、奨励金(年額24万円)を支給します。

対象 以下の条件すべてに当てはまる方
在留資格が「留学」で、国費外国人留学生以外の方、外国政府派遣留学生が私費留学生であること
区内の大学院の修士または博士課程、大学の学部、短期大学の学科、専修学校の専門課程のいずれかに1年以上在籍し、今後も1年以上継続して在籍する見込みのある方
新宿区に住居登録し、現に区内に住んでいる方
新学業、人物ともに優れ、留学生生活のために経済的な援助を

必要としている方
申込み 募集は毎年5月の予定です。応募は在籍する学校の担当窓口へお申込みください。学校内の推薦を経て、さらに区の選考で最終決定します。

問い合わせ 多文化共生推進課 Tel 03-5273-3504
その他の奨学金情報は、
独立行政法人 日本学生支援機構 http://www.jasso.go.jp/study_j/scholarships.html
日本留学情報データベースサイト <http://www.jpss.jp>
などでご覧いただくほか、各学校窓口でご相談ください。

とも い 共に生きる

多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め、理解しあい、共に生きていくことです。
ここでは、多文化共生の最前線をレポートします。

日本に来て、「日本語を勉強したい!」と思っている方は多いのではないのでしょうか。「でも、お金はかけたくないし・・・」そんな方は、「新宿日本語ネットワーク」(通称:SNN)に参加してませんか? しんじゅく多文化共生プラザでは、週に4日、無料でボランティアの方が日本語を教えます。レベルが3段階に分かれているため、自分の能力に合ったクラスを選べます。学習者も多いので、友達がたくさんできますよ! 今号では、SNNの授業風景を紹介します。

無料で学習! 新宿日本語 ネットワーク(SNN)



1月10日(木)の午後、プラザを訪れると、日本語学習者とボランティアの方でとてもぎわっていました。この日の学習者は16名で、国籍も韓国・中国・ミャンマー・アメリカ・台湾・ベトナム・マレーシア・オーストラリアとさまざまでした。9名のボランティアさんが、複数のテーブルに分かれ、日本語を教えていました。教え方も、



テキストを使うだけでなく、すごろくで遊んだり、お寿司のメニューを説明したりと自由な雰囲気でした。日本語が苦手な方には英語で説明するなど、それぞれのレベルに合った指導をしています。

学習者 崔明淑さん(韓国)



私は漢字が特に難しいと感じています。週2回、プラザに通い熱心に勉強しています。先生が優しく教えてくれるので、とても楽しいです。これからも続けたいと思っています。

ボランティア代表者 吉本さん



SNNは、長期・短期の滞在者に関係なく、どなたでも歓迎します。みなさんのニーズに合わせた勉強法を取り入れるので、安心してお越しください。

新宿日本語ネットワーク 日本語が気軽に勉強できます。 ぜひご利用ください

月	火	水	木	金	土
かんじ 午後2時-3時30分	みんなでほんご 午後2時-3時30分		はじめようほんご 午後2時-3時		ほんご・どよう・さろん 午後2時-3時30分
少し日本語が話せる人			はじめて日本語を勉強する人		どなたでも (レベルは問いません)

参加費 無料
申込み 当日、午後1時45分から受け付けます。先着40名。定員に達した場合、または遅刻した場合は勉強することができません。
対象 16歳以上の方
場所 しんじゅく多文化共生プラザ
問合せ (新宿区歌舞伎町2-44-1ハイジア11F)
☎ 03-5291-5171
注意 祝日はお休みです。また、夏休み・冬休みがあります。

しんじゅく多文化共生プラザ

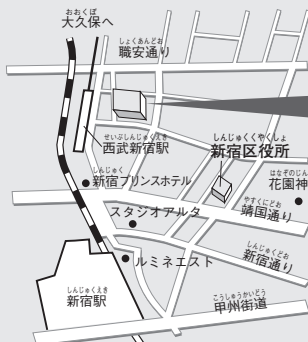
場所 〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-44-1 ハイジア11階
問合せ ☎ 03-5291-5171 FAX 03-5291-5172

アクセス JR新宿駅東口から徒歩10分 西武新宿駅から徒歩5分

開館時間 午前9時~午後9時

休館日 毎月第2・4水曜日、年末年始(12月29日~翌年の1月3日)

URL <http://www.city.shinjuku.lg.jp/foreign/japanese/plaza.html>



しんじゅく多文化共生プラザ
(ハイジア11階)

いろんな国の人たちと気軽にしゃべり♪ プラザで大人気「国際交流サロン」

交流サロンは、毎月定期的に開催されるおしゃべりの場です。日本語を話したい外国人、外国の人と友達になりたい人、集まりませんか？ 当日、直接会場へお越しください。



日程 4月12日(金)
5月10日(金)
6月14日(金)

時間 毎月第2金曜日 午後6時45分～8時30分

会場 しんじゅく多文化共生プラザ

対象 どなたでも (30名程度)

参加料 1人200円

問合せ しんじゅく多文化共生プラザ

外国人のための親子日本語教室 2013年5月～7月 託児付き

日本語がわからない親子に、ていねいに日本語を教えます。親子一緒に楽しく勉強しましょう。託児付きのため乳幼児連れでのご参加も大歓迎です！



日時 2013年5月11日(土)～7月13日(土)の期間 毎週土曜日 10時～12時 全10回

会場 大久保小学校内 (大久保1-1-21)

対象 外国人の親子20組 (先着順)、日本語レベル入門～初級の方

参加料 全10回 1人500円

申込み FAX、Eメール、郵送のいずれかで、「①親の氏名(ふりがな)、よくわかる言語 ②子の氏名(ふりがな)、年齢、よくわかる言語 ③住所 ④電話番号 ⑤FAX番号(あれば)」を明記してください。

あて先・問合せ 新宿未来創造財団 文化交流課

〒160-0022 新宿区新宿6-14-1

TEL 03-3350-1141 FAX 03-3350-4839

Eメール bunka@regasu-shinjuku.or.jp

新宿区日本語教室(4月～6月)の学習者を募集します



日常生活に必要な初級の日本語を身につけましょう！

教室に空きがあれば途中からでも参加できます。

対象 入門初級レベル。日常生活で日本語を必要としている方。
ただし、中学生以下の方は参加できません

期間 4～6月の平日。週1回の教室と週2回の教室があります。
曜日は会場によって異なります。

学習時間は午前9時30分～11時30分、午後6時30分～8時30分(月・木曜日のみ)。週1回の教室は条件により2教室まで参加できます。

会場 しんじゅく多文化共生プラザをはじめ区内10カ所(12教室)

参加費 週1回クラス / 2,000円
週2回クラス / 4,000円

※一度入金された参加費はお返しできません

申込み 申込用紙に必要事項を記入し、新宿未来創造財団文化交流課へ郵送かFAXでお送りください。

あて先・問合せ 新宿未来創造財団文化交流課

〒160-0022 新宿区新宿6-14-1

TEL: 03-3350-1141 FAX: 03-3350-4839

母語が日本語でない子どもを支援する「日本語ボランティア子ども支援講座」

日時 2013年5月14日(火)～7月16日(火) 毎週火曜日
午前10時～12時30分 全10回

会場 しんじゅく多文化共生プラザ (歌舞伎町2-44-1 ハイジア11階)
講師 公益社団法人国際日本語普及協会(AJALT)所属教師

- 対象**
- (1) これから子どもへの日本語支援ボランティア活動を始めた方
 - (2) 原則として全回出席可能な方
 - (3) 講座終了後、新宿区での子ども向け日本語学習支援事業でボランティアとして活動できる方

定員 30名

受講料 無料

内容 母語が日本語でない子どもを支援するための日本語教授方法を学びます。
(小・中学生への日本語学習指導、教科を通じた日本語学習指導、模擬授業など)

申込み 郵送(往復はがき)、Eメールのいずれか

「名前(ふりがな)、郵便番号・住所、電話番号、本講座の応募理由」を必ず明記してください。

5月2日(木) 必着

応募者多数の場合は、抽選により受講生を決定し、結果を応募者全員にお知らせします。

あて先・問合せ 新宿未来創造財団 文化交流課

「日本語ボランティア子ども支援講座」

〒160-0022 新宿区新宿6-14-1

TEL 03-3350-1141

Eメール

bunka@regasu-shinjuku.

or.jp



人と猫との調和のとれたまちづくり

新宿区では、地域の方・ボランティア・行政が協力して、人と猫との調和のとれたまちづくり（地域ねご対策）を進めています。

これまで飼い主のいない猫については、糞尿やゴミ荒らしなどの被害があっても、苦情を言う相手がいないため、餌をあげる人ともめたり、猫を傷つけたりする被害が発生していました。

この対策は、その地域にお住まいの皆さんの理解と協力のもとに、地域で「飼い主のいない猫」を管理しながら共に暮らそうという取り組みです。

みなさんも、近所の人と話し合い、餌やり、掃除、保護などのルール作りをしましょう。

猫に餌をおげている方へ

- **餌をあげた後は、食べこぼしや餌場の清掃をしましょう**
決まった時間に同じ場所で餌をあげます。置き餌はカラスの餌になったり、ハエなどの虫が集まったりといったトラブルの元となります。
- **ふん尿の掃除をしましょう。**
猫のふん尿は匂いが強く、そのままにしていると苦情の原因になります。猫用のトイレを作り、ふん尿をする場所を決めると掃除が楽になります。また、消臭剤なども効果があります。
- **去勢・不妊手術を受けさせましょう（手術済みの猫は耳に目印を入れます）。**
猫は一年間に平均2回出産し、一度に5～6匹の子猫を生みます。手術をしないと、とても一人では世話できない数になります。



猫の飼い主さんへ ～野良猫を増やさないために～



- **猫は室内で飼いましょう。**
室内で飼った方が、病気やケガの心配が少なくなります。
- **去勢・不妊手術を受けさせましょう。**
猫は繁殖力の強い生き物です。いたずらに増やさないようにしましょう。
- **身元の表示をしましょう。**
首輪などに飼い主の名前、連絡先などを表示することで、迷子の猫をなくしましょう。
- **飼い始めたら最後まで飼いましょう**
猫を捨てたり、虐待したりすることは犯罪です。どうしても飼いきれられない場合は、新しい飼い主を探してください。

新宿区では、猫の去勢・不妊手術に助成金を出しています。

一頭当たり	オス	メス
飼い猫	2500円	4000円
野良猫	5000円	9000円

助成金を使える動物病院は、東京都獣医師会新宿支部に加盟している18カ所の動物病院です。事前に申請が必要となります。受付は保健所衛生課管理係で行っています。住所と名前が確認できるもの（在留カード・特別永住者証明書・保険証・免許証）と、あれば印鑑をお持ちください。予算に限りがあり、申請受付を締める場合がありますので、事前に保健所におたずねください。

～犬の飼い主さんへ～ 犬の登録と狂犬病予防注射は しましたか？

狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬には登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

犬の登録は、法律に定められた飼い主の義務であり、飼い主の所在を明確にするために必要です。保健所の窓口へ問い合わせの上、手続きをしましょう。

狂犬病の発生を防ぐために、区が行う定期集合注射、または動物病院で予防注射を接種し、保健所に届け出て狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。